

会 議 録

会議の名称	第2回事故防止委員会	
開催日時	平成18年2月28日(火) 午前9時30分～午前11時50分	
開催場所	議会棟3階 第一委員会室	
委員長氏名	金谷 京子	
出席者氏名	金谷京子、伊藤恵子、久芳敬裕、田中元三郎、西川 正、日置 司、 金澤アサ、山岡藤子、矢崎美津枝、菊池美喜、小林令子、長谷川正三、 神田清二郎	
欠席者氏名	なし	
事務局	石井徳子、吉川哲也、天沼英夫、矢嶋久司	
会 議 事 項	会議内容	会議結果
	1 会議録について 2 保護者会からの「意見」について 3 事故防止行動計画(案)について 4 次回委員会の日程について	別紙のとおり
議事の経過	別紙のとおり	傍聴者 7人
会議資料	委員会と作業部会の関係図 西川委員・日置委員連名の「意見」書	
<p>議事のでん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">平成18年3月15日</p> <p style="text-align: center;">署名人 <u>金谷 京子</u></p> <p style="text-align: center;">署名人 <u>日置 司</u></p>		

会議の経過

1 会議録について

西川委員から、「会議資料で配布された「第1回事故防止委員会会議録」について、この議事録では、どのような経緯で決定に至ったのかというプロセスが読み取れない、保護者会ははじめ多くの人に問題を共有してもらい、意見をもらうために前回情報開示の提案をしたのにこれでは意味がない、また発言者は実名で記録に残すべきだと思う、そうでなければ、会議を公開する意味がない、誰がどのような趣旨の発言をしたのかという形の議事録のほうがよい」との意見が述べられた。

委員長から、「一人ひとりの発言をそのまま議事録にすると意見があちらこちらにバラバラになってしまうこともある、また誰がどう言ったというように後から蒸し返されるような議論にはしたくない、むしろ議事の中身がしっかりと進むことが大事だと思う、従って、誰が何を言ったという形の議事録ではなく、議事の流れがわかるように内容を記述することは必要である」との意見が述べられた。

日置委員から、「一人ひとりの委員がそれぞれの立場で保育について考え、議論を積み上げていくことが必要である、その発言がどの立場の委員から発せられたものなのかといったことを明らかにするという意味では、実名で責任をもった発言の議事録を残すことが必要ではないか。一言一句というわけではないが、流れの中でこのような趣旨の発言があったということを書いて欲しい」との意見が述べられた。

委員長から、「議事録を残すというと、往々にして一言一句が載った逐語録的なものが作成されやすいが、かえって議論の流れをわかりにくくしていることがあるので、ポイントとなるような発言など要点をまとめる形でよいのではないか、(発言者については)「保護者会から」「保育所長から」という記述でもよいと思う」との意見であった。

長谷川委員から、「議会などでは一言一句の議事録を残しているが、同じようにするのは、今の事務局では対応できないと思うので、発言の趣旨をまとめたものを委員会で作成し、後で確認をしていただいて、それを公表するということではどうか」との提案があった。

西川委員から、「発言の趣旨といってもどの程度のものにまとめるのか確認したい、また議事を公開しているのだから、議事録も実名で残されるのが原則である、作業部会の中の議論まで議事録を残すことは求めない、それは委員会に提出されたもので判断をしてよいと思うが、委員会そのものの議論の過程は、多くの人に共有してほしいという意味で、なるべく実名で残した方がよい」との意見であった。

委員長から、「実名を載せること、また後に委員会で議事録を確認するということがよいか」委員に諮り、異議がなかったためそのように取り扱うことに決した。

事務局から、「第1回の委員会の議事録に関して、市のホームページに掲載を予定しており、もう一度作成しなおして次回の委員会で確認してから掲載するとなると、1ヶ月ほど経過してから公表するということになるので、なるべく早く掲載するために、各委員の発言の要点をまとめたものを郵送などにより送付し、承認を得て掲載ということにしたい」との申し出があり承認された。

2 保護者会からの「意見」について

保護者会の西川委員・日置委員連名の6項目の「意見」書が、委員会に提出されたので、このことについて最初に審議した。

日置委員から、「「意見」の1委員会の名称について、委員会の設置要綱第一条の「事故調査委員会の提言を踏まえ」といった部分や、計画案の中の「事故を風化させるこ

とのないように」といった部分、そして、事故防止委員会の目的の中に「二度とこのような事故が起きないように、再発防止策を検討する・・・」と謳われていることから、この委員会の発足の契機となった上尾市立上尾保育所園児死亡事故を教訓とすること、二度とこのような重大な事故を起こさないという反省と戒めを我々が持つという意味で、この委員会の名称を「事故再発防止委員会」と改めたいと思う、次に2事故についての認識について、委員会設置の発端となった上尾市立上尾保育所の事故について、委員である行政の立場、保育所職員の立場、民間の保育園、家庭保育室、保育の専門家等々それぞれの立場で、それぞれの問題を明らかにすることから議論を始めたい。何に困っていて、どんな問題があるのかということについて、お互い立場も違うこともあり見えにくい。事故調査委員会の報告内容が、それぞれの立場から見て、どのような受け止め方であるのか、またそれが妥当なのか、現場とのズレはあるのか等々、報告書を基にして話し合うために、報告書の中身についてまず議論をしたい、それぞれの抱えている問題を出し合って、事故を誘発しうることや事故の温床となりうる危険について明らかにしたい」との「意見」についての説明があった。

①委員会の名称

委員長から、「委員会の名称は、当初事務局から提案されたものは「事故再発防止委員会」であったが、再発という言葉には、あの事故が再び起こらないようにという限定的な意味合いになるのではないか、あの事故以外の事故も起こって欲しくないという意味で、広く「事故防止委員会」としたほうがよい、この場合の「事故」もあえて限定をつけるならば「保育事故」である、そういうことで「再発」の文字を削るという提案をした」との説明があった。また**事務局**からも、「委員長の提案を受け入れて（「再発」をとった）のは、一回目の委員会の中での発言にも「ハインリッヒの法則」が挙げられたように、重大な事故の背景にある多くの小さな事故も含めて、事故全般を防止するという意味で広く受け止めることが必要であると判断したからである」との説明があった。

日置委員から、「この事故だけに限定するものではないということは承知しているが、これ以上の事故はないという事故を起こしている事実を心に戒め、教訓とする強い決意を持ってこの委員会を運営していくべきであり、対外的にも最悪の事態を起こしてしまった上尾市として、それぞれがきちんとそのことを踏まえた上で取り組んでいくという意味で「再発防止」という言葉を入れて欲しい」との意見が述べられた。

金澤副委員長から、「「再発」という言葉から限定的なものを感じる、また福祉施設、通園施設という枠組みで保育施設より広く捉えることから、広い意味での「事故防止」とした方がいいと考える」との意見が述べられ、長谷川委員と田中委員からも、「事故防止」とすることに賛成の意見が述べられた。

西川委員から、「事故を一般論として扱ってはならないこと、今度の事故を踏まえないと事故がまた起こってしまうことが懸念されるし、マニュアルを作って終わりということにもなってしまおうと考えられる」との意見が出された後、委員長が諮り、名称はこのままということに決した。

②事故についての認識

日置委員から、「事務局の計画案について、項目一つ一つの検証を進めなければならないが、その中にあるものをそれぞれが考え、内容提起もしていく必要がある、また今後発展していく作業部会や18年度の防止委員会では、計画に沿って出来ているかどうかのチェックだけでなく、実際はどうかということについて保育現場で話し合っていく中で、修正発展させていくことを委員会の中でできるのだということを確認したい」と事故の認識についてあらためて説明があった。

委員長から、「保育現場の中で事故のことがどれだけ語られているか、どれだけ自分

達のものとして反省しているか、については今後の作業部会などでどう捉えたかマニュアル等記録に残るものには記述しながらやってもらうことで(日置委員の)提案を生かしていく」旨の発言があった。**日置委員**から、「それぞれの立場で参加している委員が、この内容を持ち帰って広く意見を募って欲しい」と述べて了承し、今後の事故防止の議論に当たっては、事故に対する認識を踏まえながら進めることとした。

西川委員から、「はじめに、事故調査委員会の報告書で指摘された問題について、保育所職員がどう思っているか、保護者がどう思っているか、児童福祉課の認識はどうかということ、報告書に沿ってそれぞれの意見や考え方を確認していくことが必要ではないか、「報告書」という共通の題材があるので、この中から一つ一つ確認していけば、問題の方向性が明らかになると思う、行動計画案が事務局から提案されているが、この計画案もどのような過程を経て作成されたのか、現場の意見をどれだけ吸い上げた結果なのかが今は見えていない、まず保育現場を始めとした全員が発言し、現場の保育士の受け取り方を知ることによって、委員会として具体的な提案に踏み込んでいける、そうしないと、保育現場にとっては、行動計画やマニュアルが上から降りてきたような形になってしまい、使われることはないだろう」との意見が述べられた。

矢崎委員から、「保育マニュアルに関する検討経過に関連して、事故後にマニュアル検討会が立ち上がったのではなく、昨年3月議会で上尾の保育の質が問われ、それを契機に児童福祉課からの提案があり発足したものである」と検討会の経緯について説明があった。

田中委員から、「事故前にも安全に対するマニュアルが上尾市にもあったはずで、それでも事故が起きてしまったのはなぜか、単に運が悪かったとして片付けるのではなく、しっかり現場の実情に即してマニュアルを作る必要がある、現場の保育士が日々何を考えて保育をしているのか、マニュアルに対してどう感じているのか、ということ、我々が丁寧に聞き取りをしないと、役に立つマニュアルは作れないのではないか、現実にそぐわない理論上のことや、現場を見ないでマニュアルとして決めたことは役に立たないものになってしまう」との意見が述べられた。

菊池委員から、「マニュアルに関して、例えば動静確認について30分おきに確認する、ということがあったが、実際の保育では非常に困難で、時間の30分というよりは、意識の上で常に子どものことを念頭に置くということ、また朝の出欠確認時や散歩に行く前などのほうが確認しやすいように思う」との意見があり、関連して矢崎委員から、「(今マニュアル検討会では、動静確認について)子どもの動きの場面転換のあるときのほうが確実なので、(30分ごとなどの)時間を入れない確認の仕方が案で出ていて、使う人が実際に使えるよう考えて検討している」との意見が述べられた。

田中委員から、「点呼が一日の流れの中のどこで必要なのか、また年齢にあった点呼の取り方は現場の保育士が一番よく知っているはずなので、その知識をマニュアルの中で生かしたのか、マニュアルとは違うことを考えていたのかということについて、現場の意見を聞きたいと思う」との意見が述べられた。

神田委員から、「事故防止委員会でマニュアルを検討してもらうが、はじめから完成させるのではなく、まずは案という形で各保育所に降ろしそこで検討してもらい、実際に今回の事故を踏まえてそれがマニュアルとしていいのかどうか、現場の意見を集約して委員会にあげさせてもらう。そこから事故防止マニュアル、保育マニュアルを作り直していく形を考えている」と述べられた。

委員長から、「当然マニュアルは委員会で作ったものを押し付けるのではなく、修正を重ねることで、保育現場で使えるものにしていかなければならないし、現場がどう工夫するかということも大事である。調査委員会報告書で言っていることも、30分ご

とに人数確認をしろ、といっているのではなく、動静確認をする意識の問題を言ったはずで、今後作るマニュアルについても、この通りやればよいというものにはしたくない」と述べられた。

西川委員から、「マニュアルの作り方の問題は、同時に運営の仕方の問題でもあること、報告書を読む限りでは、児童福祉課の運営の仕方にも問題があったと指摘されている。保育集団が集団としての機能を果たせなくなったということは、保育士自身の問題のほかに、児童福祉課にも要因があったのではないか、そういう点の分析をしないと結局マニュアルを作ってもそれが生きてこないのではないか。例えば、報告書を読んで職員会議で自由に話し合える雰囲気になっているのかどうか。その責任の一端は、市当局の運営の仕方にあるのではないか」と述べられた。

田中委員から、「保育集団としてまとまりが薄いと言われる原因の一つとして、一ヶ所の保育所にいる期間が非常に短いことがあるのではないか、30年勤続の保育士としての経験も1ヶ所3年で異動していくと、その場の保育がただ無事であればいいという感覚になってしまうのではないか。また、所長となるべき人が、自分より長くいる保育士に「この保育所はこういうやり方でやっています」と言われると、それを追認する安易な方向に流れやすい。そうしたことが積み重なって、集団としての一体感が失われてしまったのではないか」と述べられた。

以上の議論を踏まえ、内容がマニュアルの中身にも関連した議論にもなってきたので、事故防止行動計画案について、具体的に検討することになった。

3 行動計画案について

①作業部会のあり方をめぐって

委員長から、「進め方として、この委員会で行動計画の項目を一つひとつ見ていくのは時間に余裕がないので、1保育所の運営に関すること、2保護者の信頼回復に向けて取り組みに関すること、3危機管理体制の整備に関すること、4児童福祉課と保育所の連携に関することの4本柱の大枠について討議をして、細かい部分は作業部会で検討をし、さらに委員会で調整をするという流れにしたい」との提案がされた。

それを受けて、**神田委員**から、「1は保育全般に関する運営なので、ここの最終的な目標はマニュアルの作成とする。また、最終的には3の危機管理マニュアルを保育マニュアルの中に盛り込んでいくという意味で、保育全般にわたって検討していくということを考えている。2は保護者の方との話し合いの中でどのように築き上げていくかということについて、保護者の意見を聞きながら考えていきたい。信頼関係の回復については、事務局も思案中で、例えば保護者方にアンケートをとって、要望などをまとめることができるのではないかと考えている。3は今回の事故だけでなく、様々な形の例えば散歩中の危機などについても検討してマニュアル化していきたい。4は児童福祉課そのもののあり方、管理をしていく中でどう責任があったのか、今後どう果たしていくか、検討していかなければならない。また、人事的な交流、課と保育所が同じ共通認識をもつための情報の共有化、保育士の質が問われた報告書の内容を受けて職員の資質の向上、保育士が開催している研修委員会のあり方、などについて検討していきたい」と全体の考え方を説明した。

引き続き、**神田委員**から今後の進め方として、作業部会の体制について説明した。「昨年の3月から発足して検討してきた保育マニュアル検討会の組織を見直し、委員会の一員である保育士が入り、横のつながりを持ったものにしていく。また、保育マニュアル検討会が同時並行で検討してきた危機管理マニュアルについては、より深く検討するために、新たに別な形で検討会を設置していきたい。危機の発生時の対応、リスクマネジメントを再構築するための検討会としていきたい。もちろん、委員のアドバイスを入れながら考えていく。研修委員会については、現在、年齢別検討会の

リーダー、サブリーダーが入っているが、実際には所長2人と課の職員2人の計4名で事務局会議が開かれており、保育現場の意見が吸い上げにくいということで、研修委員会のメンバーを再構築したい。研修体系、巡回指導、公開保育などを検討していきたい。行動計画の4本の柱で見ると、作業部会としては現段階で3つしか想定しておらず、保護者との連携についての作業部会がぬけているが、この問題は部会という形ではなく、各保育所でどのように連携や話し合いを考えていくか投げかけていくという形で進めていきたい」との説明があった

委員長から、「保育マニュアル検討会は元々こういう名前で存在したのか、危機管理マニュアル検討会というのを新設するのか」との質問があり、「いずれにしてもマニュアル検討会という名称では、マニュアルを検討することが目的という誤解も生じやすいので、何か別の名称を考えたほうが良いとの立場から、危機管理検討会、保育マニュアル検討会は、保育運営検討会にしたらどうか」との提案があった。

保護者との連携に関する検討方法について、**日置委員**から、「各園に保護者会があり、保護者は全員そこに加入している。個別の懇談会、役員会は開かれてきたが、全体としての話し合いができていない。かねてから、所長会との連携を持ちたいとの声が上がっていた。保護者会連合会と所長会が定期的にかかわれるような体制を作りたい。保護者と保育士は保育を通じて係わりがあるが、行事などの提案をしたい時は、所長の判断、権限が影響してくる。所長会とのパイプがないのが現状で、その必要を感じる」との意見が述べられた。

また、**西川委員**から、「保護者と保育士と一緒に作っていくという形を応援するのが児童福祉課や所長会の役割でもあるはずで、そもそもそこに保護者との信頼関係が築けていないことが事故につながったと報告書にも書かれている通りで、改善策として保護者会と所長会が協議の場を持って、信頼関係を築いていきたい、市はそれを応援するという意識を持ってもらわないと、保育現場と対立するばかりになってしまう」との意見が述べられた。

委員長から、「組織図の中の(作業部会の)位置づけとして、所長会議のところに関連付けて「保育所連絡協議会」のような組織体として位置づけるのか、それともこの委員会とは関係なく、協議のあり方については保育所と保護者会連合会にお任せするという形をとるのか、整理する必要がある」との意見が出され、**事務局**から、「(作業部会を作るというよりは、)行動計画案との関連付けとして、「保護者の要望の受け止め」という項目の中に、例えば「所長会と連合会の定期的な協議を進める」というような項目を盛り込んで、委員会が、4月以降協議が進められているかをチェックする機能を持つという形で、協議がルールとして確立するまでは結果報告を受けて、形や内容に問題があれば改善を加えるというふうに捉えると、行動計画と委員会の関係が明確になるのではないかと思う」との説明があった。

また、**神田委員**から、「各保育所で所長の段階まで行くと話が否定的になってしまう、その背景には児童福祉課がかかわっているということで、所長そして課に対する保護者の信頼関係が薄れてしまっていることに対し、あらためて信頼を再構築するため、所長が個々の保育所で改善していくことが必要である。(西川さんの提案は、)各保育所で所長の発言が違うということで、それでは全所長が属する所長会ではどういう考えを持っているのか話し合いたいということだと思う、話し合うことはよいことだと思うが、まずは信頼関係をどう構築していくかについて、課と保育所が保護者の意見を入れながら考えなければならぬと思う」と述べられた。

日置委員から、「協議の場を定期的に作ればいい、ということではなく、保育士集団がバラバラであったとか、考え方のズレがあったという報告書を受けて、保育士と保護者と児童福祉課が意見を持ち寄って一緒に考えて保育所を作っていくということ

を形として示したい、ということである。三者が同じ基準で考え合える場があり、保護者会と所長会が思いを伝え合えるということをとおして、若い保育士も経験豊富な保育士も自由に保育についての思いを伝え合える、また保育士と保護者も子供のことについて同じような気持ちで話し合うことが出来るというような形に広がっていく、そういった積み上げが信頼の回復につながると考えている。一方的に手を差し伸ばされて「信頼しましょう」と言われても保護者は何を信頼したらよいかまだつかみきれない。なぜなら、事故についての率直な見解が所長や保育士から語られていないので、保護者は何を拠り所にしてよいかわからないからである。その状況の中で、ゼロから一緒に保育所を作り上げていきたいと思いますという体制を作っていくことから始めることそれが保護者連合会と所長会と話し合う場を作る目的である」と述べられた。

委員長から、「保護者と話し合いを持っていくということは、各保育所で取り組んでいかなければならないことは当然のことであるが、(保護者との話し合いをする)形を作らないと進まないということだと思ふ」という意見に対し、**日置委員**から、「保育所の中でそのような信頼に基づく話し合いができていない、と報告書の中で指摘されている、話し合いができる形は作らないといけないのではないか」との答えであった。

神田委員から、「委員会の中でそのような組織が必要であるということで、行動計画にそれを明記しながら、今後話し合いを行っていくのがよいかと思ふ」との意見に対し、**委員長**から、「行動計画の中に盛り込むということではなく、(委員会の他の作業部会と同じように、組織図の中に)連合会と所長会の会議を何回か設けるということ」を形として位置づける必要があるのではないかと指摘があった。**事務局**から、「今提案している組織図には、保護者との信頼関係を構築することについて特に盛り込んでいないが、もう一度組織図を検討する必要があるれば検討したい」と述べた。

長谷川委員から、「組織図に盛り込むということであれば、組織図の所長会議と各保育所との間に保護者会を入れて、矢印でつなぐ形で位置づけたらどうか」との提案があった。**委員長**から、「それでは保護者会と所長会の連携の問題が、児童福祉課を通さないと事故防止委員会との関係が成り立たないという形になり、事故防止委員会との関係があいまいになってしまう」との意見が述べられた。

西川委員から、「事故防止行動計画案の大分類にしたがって作業部会をそれぞれ分けて検討していくということで、保育マニュアル検討会で検討する範囲は分類の1の範囲になる、2がなくて、3が危機管理マニュアル検討会で、最後の4が研修委員会でそれぞれ行動計画を完成させるための話し合いの場としての位置づけるのだとすると、保護者との連携・信頼回復に向けた取り組みを話す場もあっていいのではないかと、そうではないと、それだけはここの委員会で話せ、ということになってしまう」との意見が出された。

②委員の検討会へのかかわり方をめぐって

事務局から、「市職員の委員はそれぞれ担っている分野があるので、どの検討会に入るかある程度想定があつて委員となっているが、第三者の委員については部会に入るかどうかを決めていただきたい。事務局では当所、市の職員で構成する検討部会でたたき台を作成し、委員会に諮って、その結果をまた返していくというイメージがあり、実際に第三者委員がこの検討会に加わるとなると、日程の調整等難しい面があるのかと思ふ」との説明があった。

これに対し、**委員長**から、「われわれが入らなければならない、ということではないが、そういう場合誰の責任でその検討会が進められ、誰が委員会に責任をもって報告をするのか、という問題をはっきりさせておく必要がある」と述べられた。

また、**日置委員**から、「全ての検討会に保護者代表として入ろうとまでは考えない、いろいろ要望は出して行きたいと思ふが、専門的な立場からの検討はお任せしたい、

しかし（2項目目の）保護者との信頼回復については、保護者が意見を述べないで、信頼回復のための案が示されたとしても保護者は納得しない。信頼回復の取り組みの部分だけが独立して検討会が提案されていないということは、そこにこそ今までの保育行政の作り方の問題として一番の問題があったのではないか、あらためて保護者と共にやっていくのだということを示してもらいたいという意味もあって検討会を作るようお願いしている」との意見が述べられた。

神田委員から、「組織図の事故防止委員会のところから、作業部会の一つとして位置づけ、それに所長会議、保護者会と線で結ぶ形にする、名称としては「所長会保護者会会議」ということでどうか」との提案があり了承された。

委員長から、「今後4本柱で検討を進めていくということで、作業部会の構成について具体的にどのような構成を考えているのか」との質問が出され、**神田委員**から、「所長会議でこれからつめるが、それぞれの検討会には事故防止委員会の委員が入るほか、所長、主任保育士、課職員は入る、いままで保育マニュアル検討会の中である程度危機管理について検討しているので、独立した危機管理検討会でもう少し広く検討していきたい、保育マニュアル検討会で検討してきたものは今後委員会にたたき台として出していき、その他の検討しきれないものは、洗い直しをしてマニュアルを作っていきたい」との説明があった。

また、**委員長**からの、「家庭保育室などの第三者委員はどのようなかわり方をするのか」との問いに対し、**神田委員**から、「先日の家庭保育室連絡会で自分たちでも保育のあり方を検討する意向が示されたので、マニュアル等も中身に違いがあると思うので、話し合いをしていきたい。私立保育所については、素案ができた段階で検討していただく形になる、と考えている」との説明があった。

西川委員から、「3月までに今出されている行動計画を決めて、その後計画に基づいて保育マニュアル検討会や、危機管理マニュアル検討会で検討を行うということなのか、さらに委員会でそれについての評価をしていくということなのか」の確認が求められ、**神田委員**から「そのように考えており、行動計画に沿ってすぐにできるものは各保育所で行っていく、また検討会は4月からではなく、3月から行いたい」との説明があった。

日置委員から、「保育マニュアルの中に保護者とのかわりというものも含めるべきであり、その点で保護者の意見も反映できる形になっていければいいと思う」との意見が述べられ、**委員長**から、「それは個々の検討会で検討したものが委員会にフィードバックされるし、所長会との話し合いの中で出された意見も、反映されてくるので、そういう形で反映できるのでは」との意見が述べられた。

次に**委員長**から、「危機管理に関しては保育だけでなく施設面も含めると、保育所だけという限定ではないということか」との問いに対し、**神田委員**から、「保育所だけでなく、他の福祉施設、学校、さらに公共施設という形で広げていくと、市全体の危機対応の問題にもなってしまうので、できれば保育所に限定していきたい」との答えが出された。

それに対し、**田中委員**から、「教育委員会の小中学校用の危機管理マニュアルという立派なものがある。是非そういうものを参考にして欲しいと」の意見が述べられた。また**委員長**からも、「今回の委員会の委員にはなってもらえなかったが、保育所事故の専門家もいるので、そういう人にオブザーバーになってもらうとか、伊藤委員も事故の専門家なので、検討会に入っていていただいてアドバイスをもらうことを考えて欲しい」との提案があった。

金澤委員から、「危機管理の面では、他機関との連携についても欠かせないので、是非検討項目に入れて欲しい」との意見が述べられた。委員長からも園外での事故につ

いても項目に入れることが提案された。

西川委員から、「保育マニュアルは、行動計画に書かれていること全般を取り扱うのか、検討する範囲や含まれる内容が見えてこない。例えば、保育の中身と保育所事故とは別々には考えられないということから言えば、保育と危機管理と別々の検討会でやる、というのも本来はおかしい。また保護者とのかかわりについても別の検討会で話し合っても、具体的な話になってくるとそれは保育マニュアルにも含まれてくる、だとすれば保護者も保育マニュアル検討会にも参加する必要がでてくるということも考えられるので、保育マニュアルの範囲を明らかにして欲しい」との意見があった。それに対し、**委員長**から、「どの検討会においても、保護者とのかかわりだけでなく、あらゆることがかぶってくると言える、要は焦点の当て方の問題だと思う」との意見が述べられた。続けて**西川委員**から、「それぞれの検討会がそこで何を目的や目標に検討するのかを明らかにして欲しいと思う。保育の中身を見直すのであれば、保育士が自分たちだけではなく、ぜひ専門家の意見などの外部の情報を取り入れて、自分たちを相対化するところから見直しを始めてほしい、そういう意味で検討会に専門家が入る必要があるのでは、」との意見が述べられた。

矢崎委員から、「できたマニュアルは変えられるのかという確認が以前に委員長からあったが、(私ども保育所の中の) 集団の中だけでは同じ意見が出やすいので、ぜひ委員会で検討していただいて、よりよいものになって職員が使いやすいということになれば、それは最終的に子どもたちに返るものとなるし、保護者の信頼回復につながっていくものだと思うので、ぜひよろしくお願ひしたい」との意見が述べられた。関連して**事務局**から、「行動計画案の中の、児童福祉課と保育所の連携の中で、専門家による保育所の巡回指導が載せてある。これは、客観的な立場から、保育方針や月案などと実際の保育の中身がどうなのかについて見ていただき、次の方針を立てるときに生かしていくということを考えています。そうした巡回指導の結果も参考にしながら、検討会で検討して欲しい」と述べられた。

西川委員から、「いろんな視点が必要だということであり、常に第三者が検討会に入る必要があると言っているわけではない。ただ、第三者的視点で書かれた調査報告書の中に指摘された事柄を踏まえて、何が足りなかったのか、それに対してどのようにすればよいのか、プロセスをきちんと書いたうえでのマニュアルにしなければいけない、何のプロセスの説明がなく、結論だけが書かれたマニュアルではまた同じことになってしまう。これから検討するマニュアルの最終案はそういうプロセスが書かれ、現場の保育士も共有できるものにしましょう」という提案がされた。

③行動計画の内容の検討について

委員長から、4本柱で進めていくということは今日確認されたところであると思うが、具体的な中身の進め方についてどのようにするか委員に諮った。

神田委員から、「行動計画案は3月中にはまとめたい。ただし、細かい点が含まれているので、それも含めて保育所に戻していきたい。早急にできるものはすぐに保育所に戻していく。その意見を集約してこの場に報告をしてもらう。各項目の中で、足りないものもあると思うので、その点をご指摘いただいて次回検討できれば、と思っている」との説明があった。

委員長から、次の委員会までに、現時点で気がつく点を出し合って、この委員会の中で修正を加えていく。また、各検討委員会でも同時に進めていくという形になることを確認した。**神田委員**から、再度、「案は完璧なものではないので、方針として決めていただいて、やれることは先に進め、報告を受けて足りない点について委員会で議論をしていただき、修正を加えるようにしていきたい」との説明があった。

西川委員から、「修正を加えるにしろ、原案として進めていくのであれば、保護者に

も意見を求め、共有するという意味でホームページに載せていただきたい」との要望が出された。これに対し**委員長**から、「案を配っていただくのはかまわないと思う、またホームページに案として公開するのはかまわないと思うが、ホームページ上で意見を募るのはどうか、保護者の意見は联合会を通して反映していくようにしたらどうか」との意見が述べられた。

西川委員から、「联合会のホームページに案を載せて意見を募るということをしてもよいと思っているが、それと合わせて現場の保育士がこの案をみてどう思っているのかの返しがあると、委員会の議論が豊かなものになる。委員会は、たくさんの人の意見を集約する会なのだから」との意見があった。

事務局から、「一回目の会議録をホームページに掲載する際に、会議の配布資料という形で、行動計画案に叩き台であるという注意書きをした上で載せていこうと考えている」との説明があった。また、「行動計画案を作成する過程として、案の各項目について、当初事務局では1行目の項目だけ提示し、各保育所に下ろして、例えば指導計画についてはどのような形で見直すのか、記録をどう残すのか、といったものについて検討した結果が2行目以下で書かれて上がってきたものになっている。つまり、事務局が項目を掲げ、内容については現場で作りに上げてきたという形になっている。もちろん、十分に議論をし尽くしたというわけではないので、この委員会で修正を加えていくということで理解して欲しい」との説明があった。

西川委員から、「保育士が自ら参加して、計画を作ることにかかわったという意識が事故の防止につながる。それがなくて決まったものについては絶対に守らないということを今日繰り返し述べてきた。当面は、それが守られていると考えてよろしいですね」との意見が述べられた。

田中委員から、「マニュアルを作ってマニュアル通り行動すれば事故が起こらないと考えるのはおかしい考え方だと言ってきた。マニュアルは最低限やるべきことであって、それを守ったうえでどうやって仕事をしていくかという意識をしていかなければ、どんなに良いマニュアルを作っても、必ず同じような事故は起こりうる。したがって、マニュアルを最低限守った上で、その日その日の保育をどうしていくかを考えられる資質を持った保育士を育てなければいけない」との意見が述べられた。

4 次回の委員会

事務局から、次回の3月15日の午後1時半からの予定を、議会の委員会がその時間急遽開催されることになってしまったため、変更したいとの申し出があり、検討した結果15日午後6時から開催することに決した。会場は後日連絡することとした。

(会議終了 午前11時50分)